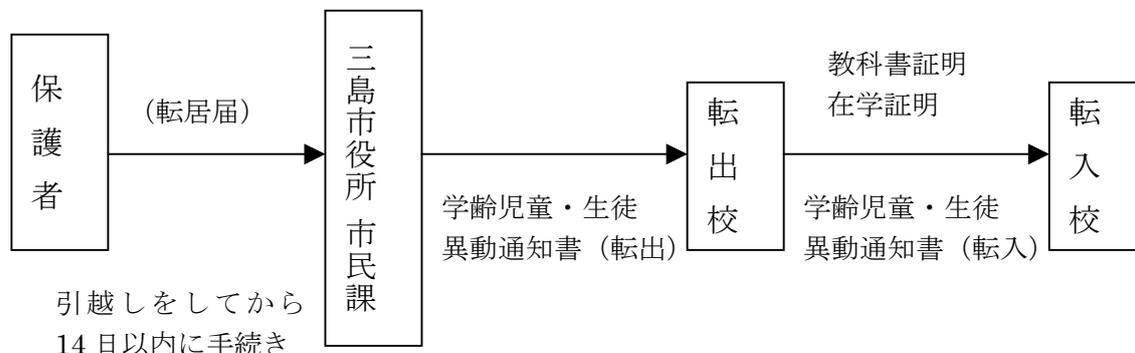


転校の手続き

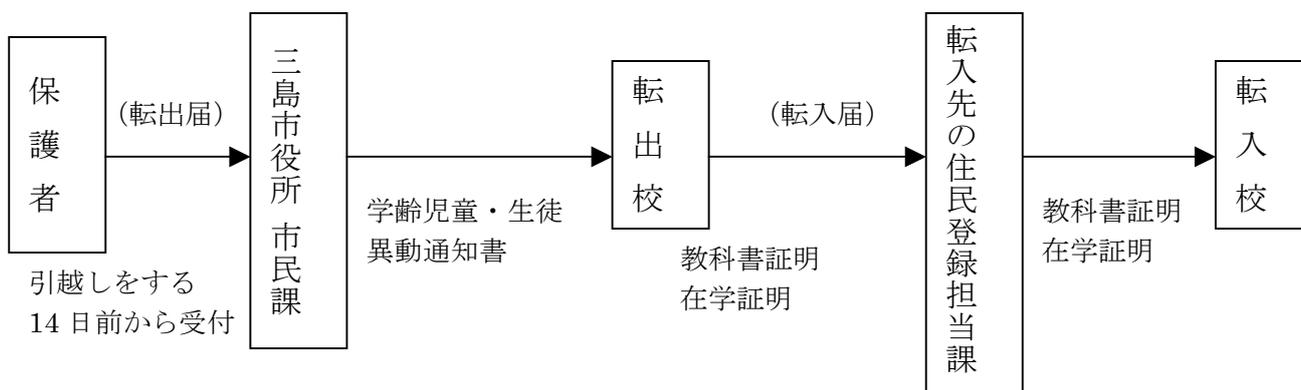
■ 市内転居の場合

三島市役所市民課で転居の届け出をすると、「学齢児童・生徒異動通知書」が転出・転入の各1部ずつ交付されます。その「学齢児童・生徒異動通知書（転出）」を持って転出校へ行き、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けます。次に転入校へ「学齢児童・生徒異動通知書（転入）」と、前記の各証明書を持って手続きをしてください。



■ 市外へ転出する場合

三島市役所市民課で市外へ転出の届け出をし、「学齢児童・生徒異動通知書（転出）」の交付を受け、在学している学校へ提出すると、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けます。前記の各証明書を持って、転入する市町村へ行き、転入の手続きをしてください。



■ 市外から転入する場合

転出元の住民登録担当課で転出の届け出をし、転出校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けます。三島市役所市民課で転入の届出をすると「学齢児童・生徒異動通知書（転入）」の交付を受けますので、前記の各証明書とともに、転入校へ提出してください。

